

「ありがとうございます」
「ございました」
「ありがとうございました」
「ありがとうございました」

9月の灰不燃物収集日

- ◎当日以外は絶対に出さぬこと
- 1日 百軒町、大塚町、三層町
- 2日 曲輪町、神前町、平和町
- 3日 桑町、横山町、紺屋町、榎町、藪町、立川町
- 4日 芳町
- 5日 中川町、片貝町、新町
- 6日 天川町、高田町、江木町、地蔵町、小柳町、細川町、南橋町
- 7日 南曲輪町、石川町、41紅雲町
- 8日 石倉町、古市町、朝日が丘町、緑が丘町
- 9日 40紅雲町
- 10日 駒形町、天川大島町、朝倉町
- 11日 天川原町、4647六供町、下小出町
- 12日 本町、相模町、溝原町、田町
- 13日 藤町、北曲輪町、向町、平和町 (旧向町の二部)
- 14日 桑町、横山町、紺屋町、榎町、藪町、立川町
- 15日 33才山町
- 16日 岩神町 (旧3738岩神町の二部)、昭和町の二部 (旧37岩神町)
- 17日 国領町、昭和町の二部 (旧37岩神町)
- 18日 34才山町、3132清王寺町

正しく計ってえ顔で売買

40年計量器定期検査

この計量器定期検査の日程が次のとおり決まりました。受付時間は、午前九時から午後三時まで、期間中ならこの会場で検査を受けてもよいかあります。なお、新規検査で計量器を使用している店舗も受検してください。

【9月】6日 一中 (40紅雲町)、43前代田町、宗南分町、7日 一中 (4647六供町、市之坪町)、8日 五中 (天川町、天川原町、高田町)、9日 向町公民館 (平和町、向町、神前町)、10日 萩町公民館 (向町、萩町)、11日 田中町公民館 (相模町、田中町)、12日 計量検査所 (曲輪町、南曲輪町、石川町、立川町、榎町)、13日 計量検査所 (桑町、桑町、藤町、横山町、紺屋町、北曲輪町、41紅雲町)、14日 前橋乾菓取引所 (小柳町) (商部・事業課)

【10月】6日 中川小学校 (百軒中 (4647六供町、市之坪町)、7日 中川小学校 (五中 (天川町、天川原町、高田町)、8日 田中町公民館 (向町、神前町)、9日 向町公民館 (平和町、向町、神前町)、10日 萩町公民館 (向町、萩町)、11日 田中町公民館 (相模町、田中町)、12日 計量検査所 (曲輪町、南曲輪町、石川町、立川町、榎町)、13日 計量検査所 (桑町、桑町、藤町、横山町、紺屋町、北曲輪町、41紅雲町)、14日 前橋乾菓取引所 (小柳町) (商部・事業課)

蔓自然枯病などが大流行

竹林の病気とその対策

最近、竹に病気が多くみられますが、このおもな病気と対策をお知らせします。

▼蔓自然枯病(まんじねんこび) この病は天狗病とも呼ばれ、竹の枝の先端に細く多くの枝がむらり集って、房状に垂れさがります。とくに林縁の古い竹、あるいは竹の折れかけたものになりやすいです。その間葉が黄変するから注意を要します。伝染するといわれていますが、伝染はしないようです。

▼【対策】①病竹は一、二年のうちには林内のある部分で見られますが、漸次林内一円に広がります。部分的に病竹の伐採して施肥することです。

▼【対策】②全林が病気になつたものは伐採した後に小竹が再生します(恢復竹といふ)がその竹も開張するがそれは切らないうで施肥している漸次太いものになりやすいです。その間葉が黄変するから注意を要します。伝染するといわれていますが、伝染はしないようです。

▼【対策】③病竹は伐採して方周期として一週間が経ち、次に代り更新にあたりわねますが、わすかに見られるものは竹を取って焼き捨てるようにします。

以上、簡単に竹の病気と対策について述べましたが、専門ご意見等がありましたら農政部農業技術課までご連絡ください。(農業技術課)

さちの池に

白鳥保護さく

さちの池の白鳥は、去る五月七日、五羽のひなが生まれ、みなさにかわいがられていました。が、成育するにつれて遊水の範囲も広がり、つり針を飲みこむ事故をおこし心配されてきました。その一羽のひなが次々と変死し、その原因が、直接間接つり針による被害でしたので、さちの池の中を二重の柵で五〇センチの低い金網の柵をして白鳥の保護をしてやることにしました。

柵は間もなく完成の予定です。さちの池でのつりは、いままどおり子どもたち(小学生)に限って許可し、それも普通のうきつりだけで、吸込みなどによるつりは厳禁していますので、みなおたがいに規則を守り、注意しあいさちの池が白鳥に安全で、しかも子どもたちがつりの楽しみを十分味わえるよう協力ください。(建設部・計画課)

戦没者の妻に

国庫債券の買上げ

戦没者の妻に対し、国では本年度も昨年同様特別給付金国庫債券の買上げを行なうことになりましたので、次の事項に該当される方は福祉事務所へお申し込みください。

▼買上げ対象者
①生活保護法第十二条に規定する保護を受けている者
②、①の保護を受けていないが、保護を要する状態におちいるおそれがある者

▼買上げ期間
四十年八月から、四十一年三月までの間。なお、四十年度の本市に対する割当は五百四名分です。買上げは買上げ担当者(市福祉事務所)が割当数に達したときは、期間中でも締切ります。(市福祉事務所)



上野国府跡の発掘に
文部省から視察調査



大徳寺(小相木町)の山門
文化財指定のひろう



ポケットモンキーが児童遊園にお目見え

群馬新聞少年の東南アジア訪問の際、台北市長から贈られた台湾産の小サル2匹が、9日同接援会長の福島崇行さんから、石井市長に手渡されました。写真この小サルは早速児童遊園に飼われ、よい子たちの仲よしになっています。



写真ニュース

連日超満員の市民プール



広報コーナー

知っておきたい新電気事業法

①自動車(十台となる予定)以上の自動車を使用するものは、安全運転管理者を設けなければならない。
②、自動二輪車、軽自動車などの運転免許の強化と運転免許制度の改正

昨年国会で新電気事業法が成立し、七月一日から施行されました。危険物である電気の保安責任は従来、電力会社で負う建前となつていましたが、今回の改正で、施設者即ち、電気設備を敷設する者になりました。電力会社では従来この責任を負うた、新増設された電気設備を敷設し、その後は、毎年に一回検査をして、危険箇所を通知するものと、その改正について責任をもって、見とけてきたわけですが、しかし今回の改正で、調査し、通知するだけで、後はすべて施設者である皆さんの責任と責任をもち、処理していただくことになるわけがあります。どうぞ電気のこと、電力会社までという考えを、自分ご家庭の電気を安全に用いるため、認識を改めていただきたいと存じます。具体的には電力会社の窓口とか電気工事店とかで、親切にご相談することになっていきますので、ぜひご利用ください。その他いろいろと改正された点がありますが、限定された方々の関係とかまた専門的技術に関するところありますので、今回の説明からは除かせていただきます。

(電気安全前橋地区委員会)

道路交通法の一部改正

道路交通法の一部が改正され、ことしの九月一日から実施されます。ことしの改正は、人身事故の防止に重きをおいて行なわれたもので、そのおもな改正点は次のとおりです。

①、自動車による交通事故を防止するにともな、自動車の安全運転の確立をはかるための規定が新設されました。

②改正で定める道路の区間では、ヘルメットをかぶらないで運転したりかぶらない者を同乗させない③高速自動車国道および都道府県公安委員会が指定した自動車専用道路では、自動二輪車に人を乗せ

「交通安全」の標語募集

交通安全思想の高揚と交通事故の犠牲者をなすことを、青年会議所では次の要領で標語を募集しています。

▼対象 市民全般
▼応募方法 官製はがき一枚に標語、百以内。但し点数の制限はありません。

▼締切り 八月二十五日
▼送り先 本町三十九群馬貿易会館内

前橋青年会議所
▽入選 市長賞、警察署長賞、上毛新聞社賞
▽佳作 若手賞
▽審査員 警察署長、関係団体、上毛新聞社編集局長萩原憲夫、上毛新聞社編集局長萩原憲夫、婦人会連絡協議会会長高橋しづ子、女性陣ライオン会、会長岡田ケイ、前橋青年会議所理事長原田豊